

大和市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月15日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第50号

大和市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

大和市印鑑条例施行規則（昭和51年大和市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第12条に次の1項を加える。

- 3 条例第15条第4項の規則で定める暗証番号は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第59条の3第2項に規定する暗証番号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。